

フロントラインスタッフ各位

## 2020年4月労働者派遣法改正に伴う労使協定概要

株式会社フロントライン

管理部 布施 沙紀

この度 2020年4月に労働者派遣法改正・同一労働同一賃金が施行されます。

派遣法の改正に伴いまして株式会社フロントラインと株式会社フロントラインで働く

従業員の過半数の代表との間に派遣スタッフを対象とした労使協定を締結いたしました。

### ・・・今回の法改正の概要・・・

派遣先に雇用される通常の労働者（無期雇用フルタイム労働者）と派遣労働者との間の不合理な待遇差を解消すること等を目指す。

#### 💡不合理な待遇差とは

- 派遣先の従業員と同じ仕事内容にも関わらず給与・退職金・交通費などが不当に低いこと。
- 派遣先の従業員と同じ仕事内容にも関わらず仕事中に福利厚生・休憩室等施設が使えない。
- 派遣先の従業員と同じ仕事内容にも関わらず必要な教育訓練が行われていない。

#### 派遣スタッフのために同一労働同一賃金を実現するためには・・・

同一の仕事内容・同一の地域で働く労働者と同水準以上の給与、派遣先・派遣元従業員と同等の福利厚生・教育訓練等の待遇を与える必要があります。

💡フロントラインの派遣スタッフには、東京で働く販売員(受付・案内)の平均時給と同じか、

それ以上の時給が支給されます。派遣元・派遣先企業所属の同じ位の業務レベルを持つ従業員と

同じ休憩施設などの利用・教育訓練の機会などの待遇を受けることができますようになります。

・・・ 労使協定方式とは ・・・

東京で働く販売員(受付・案内員)の賃金以上の時給を支給、派遣先・派遣元の同格の業務スキル

を持つ正規雇用労働者と同じ待遇を与える事で同一労働同一賃金を目指す方式です。

💡フロントラインと、所属している過半数労働者の代表との間で労使協定を締結します。

労使協定には東京で正社員として働く同じ仕事内容(販売員、受付・案内員)で働く人が支払われている給与以上の賃金を与えている事、休憩室などの福利厚生施設と教育訓練は派遣先の同格の業務スキルを持つ正規従業員と同じように利用できること、その他の待遇は派遣元に所属する同格の業務スキルを持つ直接雇用者と同等のものが与えられること、昇給・賞与・退職金・通勤費の有無・決定方法が明記されます。

● **販売派遣スタッフ**には東京で働く販売員の賃金以上の時給を支給しているためこれまで通り

賞与・退職金は発生いたしません。交通費はこれまで通り実費交通費を支給いたします。

● **受付・案内の単発派遣スタッフ**に対しては東京で働く販売員の賃金以上の時給を支給してい

るためこれまで通り賞与は支給いたしません。交通費は移動手当 500 円を支給いたします。

退職金に関する勤続年数は労働条件通知書兼明示書に記載の契約期間となります。

フロントラインに登録してから今までの期間ではございませんのでご注意ください。

フロントライン所属派遣スタッフ

同じ職種・地域で

←同じかそれ以上

基本時給・賞与

働く一般労働者

←同じかそれ以上

通勤手当・退職金

派遣先企業正社員

←バランスのとれた待遇

必要な教育訓練・施設利用

フロントライン正社員

←バランスのとれた待遇

上記以外の待遇

💡 給与決定の仕方※以下労使協定より抜粋

・・・ フロントライン所属の販売スタッフの場合 ・・・

フロントライン所属の販売員派遣スタッフの時給は東京で働く販売員の平均時給に前払い退職金として6%をかけた額よりも高いためこれまで通り賞与・退職金の支給はありません。

休憩室などの福利厚生施設と教育訓練は派遣先の正規従業員と同じように利用できます。

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(賞与含む)

(基本給の関係) 販売店員(百貨店店員を除く。) 💡 全国で働く正規雇用販売員の時給平均額

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値 (勤続年数とは異なる)						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	販売店員 (百貨店店員を除く。)	通達に定める賃金構造基本統計調査	988	1,146	1,254	1,303	1,371	1,615	2,016
2	地域調整	(東京都) 114.1	1,128	1,308	1,431	1,487	1,565	1,843	2,301

💡 東京都・販売店員の正規雇用労働者の時給金額の出し方

通達に定める賃金構造基本統計調査 業務レベル~0年 988円 × 東京の地域指数 114.1 = 1128円

年数に関しては勤続年数ではなくあくまでも対応できる業務レベルの指標とする。

別表2 対象従業員の基本給の額

等級	職務の内容	基本給額 合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額×前払い退職金として6%掛けた額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級販売員・・・想定店長クラス (店舗運営管理・在庫管理・売上計画・予算組)	1,600~	≥	1,487	1,577	3年
Bランク	中級販売員・・・想定副店長クラス (店舗での接客・販売業務・店長代行業務)	1,450~	≥	1,308	1,389	1年
Cランク	初級販売員・・・想定一般販売員 (店舗での接客・販売業務)	1,200~	≥	1,128	1,196	0年

💡 フロントライン従業員と東京都平均額との比較の仕方

フロントライン時給 1300円 東京都平均 1128×前払い退職金として6%=1196円 フロントライン

時給が上回っているため退職金の支給はなし。現行通り交通費は実費支給。

・・・フロントライン所属の受付案内派遣スタッフの場合・・・

フロントライン所属受付・案内派遣スタッフの時給は東京で働く受付案内員の時給よりも高いためこれまで通り賞与支給はありません。交通費に関しましてはフロントライン所属の受付・案内派遣スタッフの時給+移動手当が東京で働く受付・案内員の平均時給に通勤費の全国平均の額 72 円を足した額よりも高いためこれまで通り移送手当 500 円を支給いたします。退職金は制度を新たに創設します。規定の勤続年数は労働条件通知書兼明示書に記載の契約期間となります。登録してから今までの期間ではございませんのでご注意ください。休憩室などの福利厚生施設と教育訓練は派遣先所属の同格の業務スキルを持つ正規従業員と同じように利用できます。

※労使協定の別表補足事項※

別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(賞与含む)  正規で働く受付案内員の時給平均額

(基本給の関係) 受付案内事務員

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値(勤続年数とは異なる)						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	受付・案内事務員	通達に定める賃金構造基本統計調査	1,034	1,199	1,312	1,364	1,435	1,691	2,109
2	地域調整	(東京都) 114.1	1,180	1,369	1,497	1,557	1,638	1,930	2,407

 全国の受付案内事務員の平均賃金 1034 円 × 114.1 (東京都の地域指数) = 1180 円

また、年数に関しては勤続年数ではなくあくまでも対応できる業務レベルの指標とする。

別表 2 対象従業員の基本給の額

(4月からのフロントライン所属の従業員の受付案内案件における基本時給)

等級	職務の内容	2020年4月～ の受付案内派遣 における基本給額	基本給額+ 移動手当(500÷ 7.5h※=66円)	対応する一般の労働 者の平均的な賃金の 額	対応する一般の労働 者の平均的な賃金の 額+対応する一般の労働 者の平均的な交通 費額(72円)
Aランク	【上級受付・案内業務】Pマークに基づいたデータ管理・Pマークに基づいた個人情報管理	1,650～	1,716～	1,638	1,710
Bランク	【中級受付・案内業務】プライバシーマークに基づくデータ管理	1,570～	1,636～	1,557	1,629
Cランク	【初級受付・案内業務】派遣先会場での案内・誘導	1,200～	1,266～	1,180	1,252

※交通費の計算式に使用している7.5時間は甲の派遣労働者の平均的な就業時間を参考にしている。

## 【今回の法改正で発生する派遣社員のメリット】

- 公正な待遇 待遇の考え方や制度を整備。
- 一定水準の賃金確保 同じ業務に従事する同程度の能力・経験があり同じ地域で働く  
正規雇用一般労働者の給与・手当等以上の賃金を維持できる。
- キャリア開発の機会 評価制度が整理され、キャリアステップが見えやすくなる。
- その他の待遇改善 通勤交通費・移動手当などの支給が標準化。

### 💡 労使協定内容に関する補足事項

- 派遣先に同等の正規雇用従業員がいない場合、契約期間中に休暇の無い日雇い派遣の場合、同等の教育訓練の実施がない可能性があります。

同一労働同一賃金・労使協定に関しましてご不明な点がございましたら、

管理部 布施までお問い合わせくださいませ。

03-3518-4700

株式会社フロントライン 管理部 布施 沙紀